

改正育児・介護休業法等、 フリーランス・事業者間取引適正化等法説明会

男女ともに仕事と育児・介護を両立できる職場環境の実現に向けて「育児・介護休業法」及び「次世代育成支援対策推進法」が改正され、子の年齢に応じた柔軟な働き方を実現するための措置、介護離職防止のための措置等が義務化されるとともに、育児休業取得状況の公表義務の対象が従業員数300人超の企業に拡大されます。（令和7年4月1日から段階的に施行）

また、令和6年11月1日には、新たに、フリーランスの取引に関する法律として「特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律」が施行されました。

事業主の皆様は、規定整備等への対応が必要となります。

つきましては、これらの法律内容に関する説明会を開催しますので、奮ってご参加ください。

広島会場 (先着200人)

令和6年12月3日(火)

サテライトキャンパスひろしま

大講義室

(広島県民文化センター5F)

※専用駐車場なし(近隣に一般有料駐車場有)
原則、公共の交通機関をご利用ください

福山会場 (先着100人)

令和6年12月6日(金)

福山市生涯学習プラザ

まなびの館ローズコム

中会議室

※駐車場に限りがございます(他施設と共用)
原則、公共の交通機関をご利用ください

オンライン ライブ配信(先着200人) 令和7年1月16日(木)

各回とも、13時30分～15時30分 (受付 13時～)

内容

1. 育児・介護休業法、次世代育成支援対策推進法の改正について
2. 育児・介護休業規定の整備方法
3. フリーランス・事業者間取引適正化等法の施行について
4. 助成金等について

労働局(労働基準関係)・
労働基準監督署
説明会等受付サイト



開催地区をクリック

申込は『労働局・労働基準監督署
説明会等受付サイト』から

[トップ | 労働局\(労働基準関係\)・労働基準監督署説明会等受付サイト\(mhlw.go.jp\)](https://mhlw.go.jp)

または、右記 QRコード からお申し込みください →

※参加費無料

※入力いただいた情報は、

『広島働き方改革推進支援センター』

と共有させていただくことがあります。



主催：広島労働局

共催：広島県、広島市(広島会場)、福山市(福山会場)、広島働き方改革推進支援センター

問合先

広島労働局 雇用環境・均等室 ☎ (082) 221-9247

説明会等受付サイトからの申し込み方法

※ ドメイン設定（受信拒否設定）をされている方は、受付完了メールが受信できません。あらかじめ、ドメイン設定を解除していただくか、受付サイトのドメイン「@roudoukyoku-setsumeikai.mhlw.go.jp」を受信リストに加えていただきますようお願いいたします。

説明会への参加申込みは、以下①～⑥の手順で受付サイトから行ってください。

① 「労働局 受付サイト」で検索し、下記サイトをクリック

労働局 受付サイト ×

<https://www.roudoukyoku-setsumeikai.mhlw.go.jp/>

[トップ](#) | [労働局・労働基準監督署説明会等受付サイト](#) – 厚生労働省

② 受付サイトで開催地から探す

開催地都道府県をクリック

③ 参加対象の説明会を探す

対象の説明会をクリック

④ 参加説明会の内容を確認する

クリック

⑤ 参加フォームに入力、送信する

クリック

⑥ 申込み完了後、受付サイトから「受付完了メール」が届きます。

- ・会場参加の場合は、当日、「お申し込み完了メール」を印刷して持参いただくか、当該メールを御提示ください。
- ・オンライン参加の場合は、「お申し込み完了メール」にて「オンライン説明会URL」「受付番号」等を通知します。